

実行団体のガバナンス・コンプライアンス体制整備について

- 申請団体により、経験や専門性を有するメンバーの有無、法人形態などその特性は様々です。
- 一方で、休眠預金等活用事業としての説明責任を果たすため、実効性のある事業運営と適切な資金管理ができるガバナンス・コンプライアンス体制の確保は必須の条件であると考えます。
- このため、①契約締結までに、すべての実行団体に対応いただきたい事項、②事業実施期間中に、段階的にお取組みいただく事項の2段階に分けて整備を進めるという考え方を21年度の業務改善PTでの検討結果として運用を進めています。

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

①契約締結までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項



②事業実施期間中に、段階的にお取組みいただく事項

※ 考慮される団体の特性

- ・助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- ・専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- ・団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- ・団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項	実行団体の整備義務
社員総会・評議員会の運営に関すること	○
理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要	○
理事会の運営に関すること	○
経理に関すること	○
コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置	○
内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルpline窓口を活用可能です	○
利益相反防止に関すること	△
倫理に関すること	△
理事の職務権限に関すること	△
監事の監査に関すること	△
組織（事務局）に関すること	△
文書管理に関すること	△
情報公開に関すること	△
リスク管理に関すること	△
役員及び評議員の報酬等に関すること	△
職員の給与等に関すること	△